

## 【ポテトカードアプリ約款】

本約款は、斜里ポテト協同組合（以下「運営元」といいます。）が提供する「ポテトカードアプリ」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

利用者は、本サービスの利用にあたり、本約款およびポテトカード会員約款の内容に同意したものとみなします。

### 第1条（本契約の適用）

- 1 本約款は、運営元と本サービス利用者との間の一切の關係に適用されます。
- 2 運営元がウェブサイト等で掲載する通知・ルール等は、本約款の一部を構成します。
- 3 個別の申込等により本約款と異なる特約が定められた場合、当該特約が優先します。
- 4 本約款とポテトカード会員約款の定めが異なる場合、本サービスに関する事項については本約款を優先して適用します。

### 第2条（定義）

- 1 「利用者」とは、本約款に同意し、アプリをインストールし、利用登録を完了した個人または法人をいいます。
- 2 「取扱店」とは、アプリを利用できる店舗・事業所等をいいます。
- 3 「チャージ」とは、取扱店においてアプリを用いてプリペイド残高を加算することをいいます。

### 第3条（利用申込および利用開始）

- 1 利用申込は、アプリ上の申込フォームに必要事項を入力し、登録手続きを完了した時点で成立します。
- 2 利用者は、登録完了後、本サービスの利用を開始できます。

### 第4条（サービス内容及び準用）

- 1 運営元は、利用申込内容に沿って本サービスを提供します。
- 2 運営元は、必要に応じて利用者の承諾なく本サービスの内容を変更できます。
- 3 本サービスにおけるポイントサービスおよびプリペイドサービスの利用条件は、ポテトカード会員約款の定めを準用します。
- 4 ただし、アプリ特有の機能に関する事項については、本約款の定めが優先します。

### 第5条（チャージ方法及び有効期限）

- 1 利用者は、当組合が定めるプリペイド入金場所において1,000円単位（現金のみ）でチャージできます。上限は10万円とします。
- 2 端末変更時は、運営元の定める方法で引継ぎを行うことで残高を継承できます。
- 3 プリペイドの有効期限は最終利用日から2年間とします。期限切れ残高は失効し、払戻しは行いません。
- 4 残高および期限はアプリで確認できます。
- 5 プリペイド残高の換金については、ポテトカード会員約款第7条（換金の原則禁止）を準用します。

### 第6条（決済）

- 1 利用者は、各取扱店でプリペイドを使用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類、プリペイド以外の電子マネー、その他各取扱店が定める一部商品については利用できません。
- 2 利用者が、各取扱店でプリペイドを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、プリペイ

ド残高から商品等の代金相当額を差し引くことにより、金銭にて商品等購入合計額を支払う場合と同様の効果が生じるものとします。

3 運営元または取扱店の定める方法により、利用者が現金その他の支払方法、及びプリペイドを併用できるかどうかは取扱店の任意とします。

4 利用者は、万一残高に誤りがある場合には、その場で取扱店に申し出るものとします。

5 利用者が、プリペイドを利用して購入または提供を受ける商品等について、返品、瑕疵等の取引上の問題が発生した場合、利用者と取扱店の間で解決することとします。

#### 第7条（利用者に対するメール配信）

1 運営元は、利用者に対し、本サービスに関する事項以外に、運営元、関連会社または提携会社が提供する製品、サービス、ウェブ情報等を広告、案内するメールを送付させていただきます。

#### 第8条（禁止事項）

1 本サービスの利用にあたっては、次の行為が禁止されています。

(1) 利用許諾契約の趣旨に反してまたは本約款に記載のない目的で、本サービスを使用、複製、製造もしくは配布し、または運営元の許諾なく本サービスのモニタ画像の表示、もしくはプリンタへの出力物等の複製物を利用して引用、転載、出版などを行うことはできません。

(2) 本サービスを利用する権利を第三者へ譲渡、貸与、リース、担保設定、部分提供することはできません。また、その他いかなる方法・理由を問わず利用者以外の第三者に本サービスを使用させることはできません。

(3) 本サービスを改変し、または本サービスをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルなどのソースコード解析作業を行ってはなりません。

#### 第9条（アカウント・パスワードの管理）

1 利用者は、自己のアカウント・パスワードの管理について一切の責任を負うものとします。第三者に対して、アカウント・パスワードを開示、譲渡、貸与、共有してはいけません。

2 第三者が利用者のアカウント・パスワードを用いて本サービスを利用したとしても、利用者による利用とみなします。また、当該利用によって利用者に損害が生じた場合でも、運営元は責任を負いません。

#### 第10条（利用資格の停止または取消し）

1 利用者が次の各項に該当する場合、運営元は事前通知なしで、利用資格の停止または利用許諾契約の解約をすることができます。

(1) 登録事項に虚偽の申告があった場合

(2) 同一の利用者が別人に成りすますなどして不正に複数のアカウントを取得した場合

(3) 第8条の各項に規定された禁止行為を行った場合

(4) 運営元に連絡なく12カ月以上アクセスないし利用形跡がない場合

(5) 違法、不正もしくは不適切な目的または業務のために本サービスを利用した場合

(6) 本約款の定め反する行為を行った場合

(7) 運営元の信用もしくは本サービスの評判を害する、または運営元の業務遂行を妨げるような行為があった場合

(8) 利用者が暴力団等の反社会的勢力に帰属または密接な関係がある場合

(9) 過去に運営元との契約に違反した者またはその関係者である場合

(10) その他、運営元が利用者として不適切と判断した場合

2 前項各号に該当する利用者の行為によって、運営元が第三者に対する損害賠償等の責任をおった場合、その原因者たる利用者は、運営元に代わって当該債務等を負担するものとします。

3 運営元による利用資格の停止または解除は、利用者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。また、運営元が利用資格の停止または解除をしたことについて、利用者に対し損害賠償責任を一切負いません。

#### 第 11 条（契約終了時のデータ削除）

1 利用許諾契約の解約などにより本サービスの提供が終了した場合、運営元は所定期間経過後、利用者が本サービス上で作成または保存したデータ、文書、ファイルおよびその他一切の情報（以下「作成データ等」といいます。）を削除することができます。利用者は、本サービスの提供終了前に、自己の責任で作成データ等に移管および保存するものとします。

2 運営元は前項に基づく作成データ等の削除につき責任を一切負いません。

3 本サービスの提供終了後、利用者から作成データ等の開示、移管または利用の再開などを求められた場合、客観的に対応可能な状態であっても運営元は対応する義務を負いません。また運営元が対応する場合でも、当該作業について別途費用がかかります。

#### 第 12 条（本サービスの提供停止）

1 本サービスは、原則として「1 日 24 時間・365 日」提供するものとします。ただし、次に掲げる事由による場合には、運営元は、利用者に事前通告することなく、本サービスの全部または一部を停止することができるものとします。

(1) システム、通信・サーバー等の関連設備の修繕保守等を緊急に行う必要が生じた場合本サービスに対する攻撃、設定の改ざん、ハッキング、過大な負荷等の重大な行為があった場合

(2) 電気通信事業者または電気通信事業者の電気通信サービスが停止したために、本サービスの提供が困難になった場合

(3) 本サービスのために提供された、第三者の所有管理にかかるシステム、通信・サーバー等の関連設備について、運営元の関知しない当該第三者の事情により、その提供が中断、停止された場合

(4) 地震、火災、津波、水害等の災害または停電に起因して本サービスの提供に困難が生じた場合

(5) その他止むを得ない事由により、本サービスを停止する必要が生じた場合

2 前項の各事由によって本サービスに一時的な中断、遅延等が発生しても、運営元はその責を負いません。

#### 第 13 条（提供者の地位の移転）

1 運営元が、事業譲渡または分割などにより本サービスの提供者の地位を他者に移転する場合、利用許諾契約上の地位、権利・義務、並びに利用者の登録情報および個人情報等を当該譲受人に包括的に譲渡することができ、利用者はかかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

#### 第 14 条（免責）

1 利用者は、本サービスの利用に伴い発生したいかなる損害（機器の故障、不正侵入その他損害の発生理由にかかわらず、データの消失・毀損・漏洩、業務の停滞・停止、逸失利益、営業価値の喪失、第三者からのクレーム、その他直接的・間接的・特殊的・派生的・結果的等を問わず一切の損害を含める）および危険をすべて利用者のみが負うことに同意します。万一、運営元が損害を負担することが相当と判断されるような場合でも、運営元は残高の範囲を超えて賠償する責任を負いません。

2 利用者が本サービスを通じて他者に損害を与えた場合、利用者自らの責任において問題を解決するものとします。

#### 第 15 条（届出事項の変更）

1 運営元への届出事項に変更が生じた場合、利用者は、運営元に対して速やかにその旨を通知す

るものとしします。

2 前項にある変更通知の不存在によって、運営元から利用者への通知、書類等が遅着または不達となった場合、運営元はそれによって生じる利用者への不利益または損害の責を負うことができません。

#### 第16条（個人情報等の取り扱い）

1 運営元は、利用者による本サービスの申込または利用によって取得した個人情報の利用・管理について、個人情報の保護に関する法令等（以下「個人情報保護法令等」）を遵守し、適切な取り扱いを実現するものとしします。

2 運営元は、利用者から取得した個人情報を以下の目的で利用し、運営元が定める相当期間保有するものとしします。

- (1)本サービスの運営及び提供において必要な連絡、資料送付または回答など
- (2)本サービスに関連した製品、オプションメニュー、アンケートのご案内
- (3)利用者からの問い合わせ等に対する適切な対応
- (4)各種商品・サービスに関する情報提供
- (5)本サービスの改善または新サービスの開発等を目的とした利用動向などの分析検討
- (6)その他、上記各号の利用目的に付随する目的

3 運営元は、下記に(1)に定める目的で(2)に掲げるものと共同して利用します。

- (1)利用者からの地域通貨の発行・管理のためのシステムに関するお問い合わせ、ご相談、クレームへの対応、及び同システムの適切な運営管理。及び、利用者による地域通貨の発行・管理のためのシステムの利用の分析、新規サービスの開発、既存サービスの改善等。

(2)リビングシステムインターナショナル株式会社

4 個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者への提供の停止、または利用目的の通知等に関するお問合せは、運営元ウェブサイト上のお問合せ窓口にて受け付けます。

#### 第17条（利用約款の改定）

1 本規約は、利用者の承諾なく変更、改定できるものとしします。運営元ウェブサイト上に掲載した時点をもって、変更、改定の効力が生じるものとしします。

#### 第18条（諸法令および諸規則の順守）

1 運営元および利用者は日本国の諸法令、諸規則を順守するものとしします。

#### 第19条（合意管轄）

1 この内容に関して裁判上の紛争が生じた場合は、被告側の管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第20条（発行保証金の保全方法）

1 運営元は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）第14条第1項に基づき、毎年3月31日および9月30日時点の未使用残高の半額以上の額を発行保証金として保全します。

2 運営元は、資金決済法に基づく発行保証金保全契約により、網走信用金庫と支払保証委託契約（発行保証金保全契約）を締結し、利用者資金の保全を行っています。

3 万が一、運営元が破産等により業務を継続できなくなった場合、利用者は資金決済法第31条に基づき、保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

#### 第21条（無権限取引（不正利用）に関する補償方針）

1 利用者のカード情報またはアプリ情報が盗難・紛失・偽造その他の不正手段により第三者に利用された場合（以下「無権限取引」といいます。）、運営元は、利用者からの申告および運営元

による調査結果に基づき、補償の要否を個別に判断します。

2 補償を行う場合は、当該無権限取引が利用者の故意または重大な過失によらないと認められるときに限り、運営元が定める範囲内で補償を行います。

3 次の各号に該当する場合、補償の対象外となります。

(1) 利用者の故意または重大な過失が認められる場合

(2) 暗証番号・パスワードを第三者に知らせた場合

(3) 家族等、利用者が認めた者による利用と運営元が判断した場合

(4) カード裏面に署名がない場合（カード利用が関係する場合）

(5) その他、運営元が無権限取引と認めない場合

4 無権限取引が疑われる場合、利用者は速やかに運営元へ連絡しなければなりません。運営元は、本人確認、利用履歴の確認、警察への届出の要否等を含む調査を行い、その結果に基づき補償の可否および補償額を決定します。

5 本サービスは外部サービスとの連携を行っていないため、補償分担に関する事項はありません。

6 重大な不正取引が発生し、利用者への注意喚起が必要と運営元が判断した場合、運営元はホームページまたは店頭掲示等により公表します。

#### 第22条（利用者への情報提供）

1 本サービスに関する重要事項、法令に基づく情報提供、サービス内容の変更等について、運営元はアプリ内通知、ウェブサイト、店頭掲示その他適切な方法により利用者へ通知します。

2 利用者は、運営元からの通知内容を適宜確認するものとします。

#### 第23条（運営元および相談窓口）

1 本サービスの提供者および相談窓口は次のとおりとします。

運営元

TEL：0152-23-0902 又は 0152-26-8240

〒099-4112 斜里町港町1番地 斜里ポテト協同組合

〒099-4113 斜里町本町37番地 【取次所】道の駅しゃり（内斜里ポテト協同組合）

E-mail：info@potatocard.com

2 無権限取引、不正利用、チャージ・残高に関する問い合わせその他本サービスに関する相談は、前項の窓口にて受け付けます。

附則 本約款は2026年3月9日から施行する。